

関係各位

日頃から、食品の表示を始め、消費者行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

「製造所固有記号の更新手続きに関するお知らせ」を別添のとおり発出させていただきますので、傘下団体・所属会員への周知をよろしくお願いいたします。

内容は、参考別添のQ&Aの通りでございますが、その他御不明な点等ございましたら下記連絡先までお願いいたします。

〈連絡先〉

消費者庁食品表示企画課 高橋、村松、水野

(電話) 03-3507-9221(直通)

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 22 日

一般社団法人日本スーパーマーケット協会
会長 川野 幸夫 殿

消費者庁食品表示企画課長
(公 印 省 略)

製造所固有記号の更新手続きに関するお知らせ

日頃から、食品表示をはじめ、消費者行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

食品表示については、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の規定に基づき、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に従った表示が必要となっています。

そのうち、製造所固有記号の使用に当たっては、あらかじめ食品関連事業者が製造所固有記号届出データベースにより消費者庁長官に届け出ることとなっております。

同データベースは平成 28 年度から運用を開始しておりますが、当該記号の有効期限は届出日から起算して 5 年で満了するため、有効期限満了後も継続して同じ記号を使用する場合には、更新手続きが必要となります。更新手続きは満了日の 90 日前から可能ですが、この 90 日間に手続きを行わなかった場合、当該記号は自動的に廃止され、当該記号を表示することはできなくなります。そのため、別添の質疑応答内容も参考にさせていただき、適切な対応をいただくよう、傘下団体・所属会員への周知をよろしくお願い申し上げます。

(参考)

問 製造所固有記号の更新手続きについて教えてください。

答 製造所固有記号の有効期限は5年で満了するため、有効期間経過後も継続して同じ記号を使用する場合は、更新の届出が必要です。例えば、平成28年(2016年)4月15日に届出をされた方は、令和3年(2021年)4月14日までに更新の手続きが必要となります。

更新期限までに更新手続きを完了しないと記号は廃止となり、更新期限以降に製造した製品についてはその記号が使用できなくなります。更新の届出は、更新期限の90日前から行うことができますので、早めに行うようにしてください。更新の届出に係るデータベースの操作方法については、届出マニュアルP.74をご覧ください。

【更新期限の例】

起算日(届出日)	平成28年(2016年)4月15日
更新期限	令和3年(2021年)4月14日
更新手続きが可能な期間	令和3年(2021年)1月15日～同年4月14日
更新後起算日	令和3年(2021年)4月15日 (起算日から5年を経過した日)
次回の更新期限	令和8年(2026年)4月14日

※更新の連絡は、更新期限の90日前と30日前に、基本情報に登録されている担当者のメールアドレス宛にデータベースから自動送信されます。担当者やメールアドレスを変更していた場合、更新連絡メールを受信できないため、登録されている基本情報を定期的に確認の上、変更が生じた際は変更の届出をしてください。

(基本情報の変更に係るデータベースの操作方法は届出マニュアルP.88参照)

※データベースのログインに必要なIDとPWの紛失に関する問い合わせが非常に多くあります。セキュリティの観点からも、定期的にログインができるか確認をしていただくとともに、PWを定期的に変更することをお勧めします。また、1社につき取得できるIDは1つですので、悪意ある第三者による不正アクセスの防止のためにも、届出担当者においてID、パスワードの管理を徹底してください。

【消費者庁ウェブサイト(製造所固有記号データベース)】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/
→「届出マニュアル」はこちらに掲載しています。消費者庁ウェブサイトのトップ画面から、注目情報・キーワードの「製造所固有記号」をクリックすると該当ページにつながります。

(「食品表示基準について」(平成27年消食表第139号)加工食品1(6)⑤オ(工)、
「食品表示基準Q&A」(平成27年消食表第140号)固有記号-23から抜粋)